別表三（一）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第67条（特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「通算法人間配当等の当期受取額　⑻」の欄は、令第139条の８第１項（留保金額から控除する金額等）に規定する基準日等及び当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係又は連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の７の７（定義）に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）がある他の通算法人から当該事業年度に受ける同項に規定する配当等の額を記載すること。

3　「通算外配当等流出配賦額の計算」の各欄は、「通算外配当等流出額　⑶」又は「通算内配当等の額　⑷」の各欄に金額の記載がある場合に記載すること。

別表三（一）付表を削る。

別表三（一）の二の記載要領中「連結法人」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の７の２（定義）に規定する連結法人をいう。以下同じ。）」を加える。